

環境技術スペシャリスト申請の手引

環境技術スペシャリストへの登録を希望される方は、この手引に従って申請を行ってください。なお、この手引を含め資格基準、申請用紙類については CEAR* ホームページ (<http://www.jemai.or.jp/naibu/>) 等で最新版であることを確認してください。

また、申請に際し資格要件への適合の証明・説明責任は申請者にあることを認識いただき、正確かつ分かりやすい申請書を作成してください。

*CEAR (セアー) : 「環境マネジメントシステム審査員評価登録センター」の略

(Center of Environmental Auditors Registration)

1. 環境技術スペシャリストとは

内部環境監査スペシャリストの種類の一つで、資格基準は SE10 に規定されています。以下の2つの要件のうち少なくとも1つを満たさなくてはなりません。

- ①本手引 3 項の環境関連国家資格を少なくとも1つは保有し登録すること
- ②本手引 4 項の業種分野を登録すること

2. 申請と評価結果通知について

1) 申請書類の提出方法

簡易書留など記録の残る手段で送付してください。申請の締切り (CEAR 必着) は毎月 15 日です。申請書類の送付先は最終ページをご覧ください。なお、CEAR へ直接持参しての申請は受け付けていません。

ただし、5 項の再認証の申請受付開始日及び締切日は、以下のとおりです。

- ・ 申請受付開始日 : 登録証有効期限の前々月 16 日
- ・ 申請締切日 : 登録証有効期限の前月 15 日

※有効期限が 1 月 9 日の再認証申請の場合も上記と同じです。

2) 結果通知

(詳細は「内部環境監査スペシャリスト登録手順 (SE20)」を参照願います。)

評価結果の通知は申請締切日後 1 か月以内に文書で通知します。

3. 提出書類

申請は下記の 3 通りあります。

1) 環境技術スペシャリスト単独で申請する場合

下記の書類提出が必要です。

①「環境技術スペシャリスト登録申請書 (SDF1001)」

②申請料及び登録料振込記録の写し

環境関連国家資格を登録申請する場合 (1項①)

③「保有環境関連国家資格登録申請書 (SDF1002)」

※登録証のコピー等の証明資料を添付すること。

5年以上の同一業種での業務経験に該当する業種分野を登録申請する場合 (1項②)

※ (フルタイムでの環境業務経験は4年以上で可)

④「業務経験及び業種分野申告書 (SD1007)」

なお、上記③及び④の両方を申請することも可能です。次の2) 及び3) の場合も同様です。

2) 「内部環境監査スペシャリスト」と併せて申請する場合

「内部環境監査スペシャリスト申請の手引き (SEF1001)」を参照してください。

3) 「内部環境監査シニアスペシャリスト」に登録申請する場合

「内部環境監査スペシャリスト申請の手引き (SEF1001)」を参照してください。

4. 環境関連国家資格について

環境関連国家資格については、別紙1「環境関連国家資格リスト」に記載された環境関連国家資格を保有し登録します。

登録申請は「保有環境関連国家資格登録申請書 (SDF1002)」を提出してください。

なお、記入例は「保有環境関連国家資格登録申請書 (SDF1002)」の別紙を参照願います。

注) 環境関連国家資格に有効期限がある場合、有効期限が登録日から2年以上あること。

5. 業種分野について

5年以上の同一業種での業務経験があり、別紙2「業種分野リスト」のうち該当する業種分野に登録します。(※全時間勤務での環境業務経験は4年以上で可) 業種分野リストの2ケタの数字 (XX) の後に、業務内容によって以下の数字 (0又は1) を末尾に追加してください。

- ・XX0 : 本社業務あるいは管理等の、事務を主体とした業務活動
- ・XX1 : 上記以外の製品開発あるいは製造等のような、製品に直接関わった活動

登録申請は「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」を提出してください。
なお、記入例は「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」の別紙を参照願います。
注）「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」の〔第三者による証明〕は親族や配下の方は証明者にはなれません。

6. 再認証

登録後2年ごとに、継続して力量を持ち CEAR の登録要件に引き続き適合していることを確認するために再認証の手続きをしてください。

登録再認証には下記の申請書類の提出が必要です。

- ①「環境技術スペシャリスト登録再認証申請書（SDF1009）」
- ②申請料及び登録料振込み記録の写し

新たな環境関連国家資格を登録申請する場合

- ③「保有環境関連国家資格登録申請書（SDF1002）」

既に登録した資格が失効している場合は、8項の登録内容の変更手続きが必要です。

新たに5年以上の同一業種での業務経験を積み業種分野を登録申請する場合

※全時間勤務での環境業務経験は4年以上で可（資格基準5.1項2）号①）

- ④「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」

注）「内部環境監査スペシャリスト」又は「内部環境監査シニアスペシャリスト」の登録者は、この「環境技術スペシャリスト」単独の再認証手続きは不要です。（「内部環境監査スペシャリスト」又は「内部環境監査シニアスペシャリスト」それぞれの登録再認証手続きにおいて行ってください。）

7. 資格の失効

申請締切日までにこの再認証申請手続を行わなかった場合、資格は失効します。
猶予期間（登録証の有効期限から3ヶ月）内に再認証申請することは可能です。

8. 登録内容の変更

資格の登録再認証申請以外で登録内容の変更をする場合は、下記の書類を提出してください。

- ①「内部環境監査スペシャリスト登録内容変更届（SDF1013）」
変更申請料金はいただきませんが、登録証を再発行する場合は、1,000円（税抜）の登録証発行手数料をいただきます。
- ②再発行手数料振込み記録の写し

9. 再登録

資格失効日から5年以内であれば再登録申請が可能です。再登録申請には下記の書類を提出してください。

- ①「環境技術スペシャリスト再登録申請書（SDF1011）」
- ②申請料及び登録料振込み記録の写し

環境関連国家資格を新たに登録申請する場合

- ③「保有環境関連国家資格登録申請書（SDF1002）」
※登録証のコピー等の証明資料を添付すること。

登録時の業種分野に変更がある場合

- ④「業務経験及び業種分野申告書（SDF1007）」

10. 申請登録料金

申請の際は、別途定める「内部環境監査スペシャリスト評価登録料金表（SD20）」に従い、申請料及び登録料を下記指定の銀行口座に振込み、振込み記録の写しを申請書類と一緒に送付願います。なお、振込みの際の手数料は申請者にてご負担願います。

振込先の銀行口座は下記のとおりです。

銀行口座：三菱UFJ銀行（0005） 振込第一支店（店番：313）

普通 No. 8334999

一般社団法人産業環境管理協会（社）サングィョウカンキョウカノリキョウカイ

11. 各様式の記入要領

一部の様式には記入例及び注意事項を各様式の別紙に記載していますので、参照願います。

以上

問合せ先及び申請書類の提出先：

一般社団法人産業環境管理協会

環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（CEAR）

内部環境監査スペシャリスト事務局

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル6F

TEL 03-5209-7714

FAX 03-5209-7719

naibu (at) cear.or.jp

※メール送信の際は、各メールアドレスの（at）を@に置き換えてご利用ください。

内部環境監査スペシャリストの申請・登録における個人情報の取扱いについて

ご提出いただいた個人情報は利用目的（内部環境監査スペシャリスト登録業務）以外での利用はいたしません。個人情報を適切に管理し、申請者・登録者の同意を得ている場合及び公共の利益のために必要であると考えられる場合を除いて第三者に提供することはありません。また外部委託に関しては、利用目的の達成に必要な範囲内で行い、守秘契約を締結し、適切な管理を実施します。

個人情報の確認（開示）・訂正等を希望される場合は、CEARまでお申し出ください。

